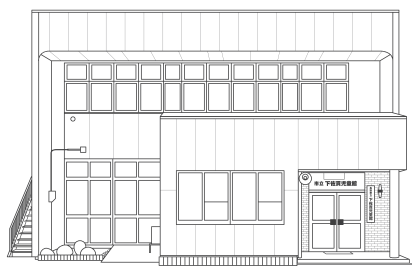


SHIMOSANUKI JIDOKAN



とっ とり し りつ しも さ めき し どう かん
鳥取市立下佐貫児童館

〒680-1243 鳥取県鳥取市河原町佐貫1104-24

☎ (0858)85-2755

かいかん か どうようび
開館 火～土曜日 9:30～18:00

きゅうかん にち げつようび しゅうじつ めんまつねん し
休館 日・月曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)



鳥取市児童館Web



下佐貫児童館 Instagram

児童館とは？



児童館は、子ども自らの意思で
ひとりでも利用できる場所です。

子どもが遊ぶことができる場所です。

子どもが安心してつるぐことのできる場所です。

子ども同士の出会いの場になることのできる場所です。

年齢などの異なる子どもたちが一緒に過ごし、
活動を共にすることができる場所です。

子どもが困ったときや悩んでいるときに、相談したり、
助けてもらえたりする場所です。

児童館は、児童福祉法の規定に基づく、児童福祉施設です。

「子どもの権利条約」「児童福祉法」や「こども基本法」にのっとり、子どもたちの健やかな成長や発達、
そして自立が図られることを地域社会の中で具現化する施設です。

0～18歳のすべての子どもたちが利用できるという他の児童福祉施設にはない特徴があります。

子ども・家庭・地域を支援しています。



あそびを通じてのこどもの健全育成

異年齢の子どもたちが集う児童館は、
「あそび」の最適な場です。
「あそび」はこどもの成長発達にとって
なくてはならない活動です。
子どもたちはあそびを通じた仲間関係
の中で、自尊感情や自己肯定感を育み、
自主性、社会性を身に付けていきます。



幅広い子育ての支援

社会の変容によって子育て家庭の孤立
化や育児不安の波が広がっています。
安全で気軽に仲間が交流できる児童館
は乳幼児親子にとって、大切な場となっ
ています。
児童館では何気ない子育て相談を日常
的に、深刻な問題は、必要に応じて
専門機関へとつなげていきます。



地域の子育て環境づくり

子どもは本来、地域で育っていきます。
地域のつながりが希薄になる昨今、こ
どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、
子どもを中心とした地域の関係づくり
もとても重要なことです。
児童館では地域組織やボランティアの
育成、地域のネットワークなど、地域で
の子育て環境づくりを進めています。

※児童館・児童クラブの応援サイト「コドモネクスト」より抜粋

児童館活動

地域との繋がりを大切に、
子どもたちのやりたいことを！

○主な児童館活動

- ・創作活動
- ・手話教室
- ・交通安全教室
- ・三世代交流
- ・菜園活動
- ・出前児童館（絵本のよみきかせ）
- ・虹色カフェ
- ・のんびりカフェ

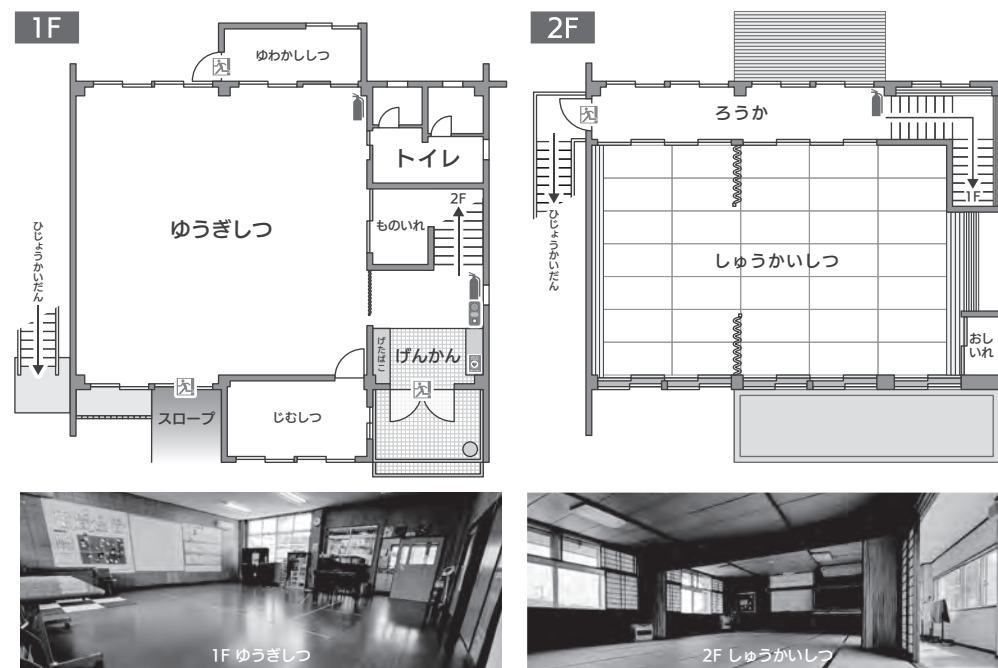
…などなど、季節イベントや子どもたちの「やりたい！」を
児童館活動に反映させます♪

○地域連携

下佐貫子ども育成会
元気っ子クラブ（地域組織）
河原人権福祉センター
河原共助会 など



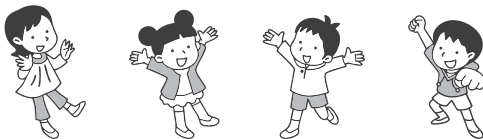
施設案内



下佐貫児童館について



名	称	とっとり しりつしも さぬき じどうかん 鳥取市立下佐貫児童館 Shimosanuki Jidokan
設置	主体	とっとり し 鳥取市
運営	主体	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人とともに
開設	年月日	ねん がつ にち 1980年5月1日
構造 / 延床面積		てっきん かいた 鉄筋2階建て / 204.03㎡



ご利用にあたってのお願い

利用対象 こども(0～18歳)及びその保護者・周辺地域住民など

無料で利用できます! ※イベント内容に応じて、参加費や材料費などを徴収することもあります。

- 初めのご利用の方(こども)は、来館時に「利用者登録用紙」をお渡ししますので持ち帰り、保護者をご記入の上、次回来館時にご持参いただくようお願いします。
「利用者登録用紙」にご記入済みの方は、来館時に毎回(1日1回)「来館者カード」に名前をご記入ください。

「利用者登録用紙」は、保険加入のために必要となります。また児童館での事故やケガ、災害時における保護者と連絡をとるために必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 金銭トラブルや持ち物トラブルが起こらないよう、こどもの大切なものや金銭は持たせないようお願いします。
- 感染症(インフルエンザ・胃腸炎など)に罹っている場合は、利用を制限いたしますので、ご協力をお願いします。
- 館内での飲食は原則禁止です。(熱中症対策の水やお茶はOKです。)
- 乳幼児の利用については、保護者同伴をお願いします。※同伴者がこども(兄弟・姉妹)の場合は利用できません。
- 気象警報(大雨・暴風・大雪など)が発令された場合は、原則利用できません。
※家庭事情による一時的利用などの場合はご相談ください。
- 故意による児童館の施設、遊具の破損などの場合は、弁償対象となります。
- 職員研修などによる午前中一時的閉館(午後開館)の場合もございますので、ご了承ください。

